

令和7年度外国人介護人材日本語学習等支援事業実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度外国人介護人材日本語学習等支援事業実施業務

2 委託業務の目的

総人口及び現役世代が減少する中で、75歳以上の人口のピークを迎える2035年頃を見据え、多様な人材の確保及び定着に向けた取り組みを進めていく必要がある。

本業務は、介護業務に従事する外国人介護人材に対する日本語学習支援や交流会を実施することで、外国人介護人材の円滑な就労・定着を目的とする。

3 委託内容

- (1) 県内の介護事業所で就労されている外国人介護職員を対象とした日本語学習支援
- (2) 外国人介護職員同士及び日本人介護職員等との交流を促進するための交流会の開催

【条件】

- ・企画には以下の内容を含むこと。

(1) 日本語学習支援

- ① 佐賀県内で就労されている外国人介護職員を対象とした日本語学習の支援を行うこととし、企画、広報、周知及び運営等に係る一切の業務を行うこと。
- ② 日本語学習の支援として
介護の専門用語習熟に関する支援
佐賀弁の理解促進講座
日本語講師による日本語習熟の講座
介護を受ける高齢者の生活支援に対する理解促進
グループワーク等を通じた実践的研修
介護福祉士国家試験受験者向けの取り組み指導 等を含むものとする。

③ 開催回数等

- ・受講対象者の設定や応募方法等について、できるだけ詳細に提案すること。
- ・授業の場所、内容、人数、時間、回数等できるだけ詳細に提案すること。

④ 参加者へのアンケート実施及び結果分析

事業成果を把握するためのアンケートを実施し、結果分析には今後の企画・運営に資する助言等を記載すること。

⑤ 参加費は無料とする。

(2) 交流会

- ① 外国人介護職員同士及び日本人介護職員等との交流会を行うこととし、その企画、広報、周知及び当日の運営等、交流会実施に係る一切の業務を行うこと。

② 開催日程等

交流会の場所、内容、時期、回数、応募方法等できるだけ詳細に提案すること。

③ 参加費は無料とする。

(3) 成果物について

・委託業務を完了したときは、速やかに紙文書及び電子データにより下記のことを納品すること。

① 業務完了報告書（事業実施内容記録、参加者アンケート結果分析）

② 本業務において作成した資料及び広告物等データ

③ アンケート集計データ（エクセルデータ）

④ その他委託者が、成果物として提出を求めるもの

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5 契約上限額

2,997,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

委託料の支払いは、委託業務完了後の完了払とする。

6 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、特定の受入れ制度や国に偏った説明を行わない等、公正・中立な立場で実施すること。（ただし、本事業に関連する範囲（講師紹介等）で、受託者の業務内容や過去の実績等を簡潔に紹介することはできるものとする。）

(2) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(4) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

(5) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

(7) 受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特

記事項」を遵守しなければならない。また、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

(8) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の下承を得て行うこと。